

「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の発行 ～利用者が安心して利用できるよう事業者の「見える化」を後押しします。～

◆事業の概要

県では、県内事業者が感染防止対策に積極的に取り組んでいただくとともに、県民の皆様が安心して利用できる施設や飲食店等の「見える化」を図るため、店舗(施設)に掲示できる「実施宣言」書とステッカーを作成しました。

事業者は必要事項を登録(実施項目のチェック等)していただくことで「実施宣言」書とステッカーを取得できます。

また、県ホームページ等で宣言事業者を随時公開し県民へお知らせします。

◆対象事業者

新型コロナウイルス感染防止対策の基本的事項の全てを実施する県内事業者。

【基本的事項】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①入口や施設内における手指消毒薬等の設置 ②施設の定期的な換気及び清掃 ③従業員のマスク着用及び手洗いや手指消毒の徹底 ④利用者へマスク着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ ⑤施設共用品や複数の人の手がよく触れる場所のこまめな消毒 ⑥混雑時の入場者数や滞在時間の制限等 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦従業員等の体調管理 ⑧人と人との十分な距離の確保 ⑨新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員へ周知
(http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan.html) ⑩業界団体等が作成する「業種別ガイドライン」を確認したうえでの取組の実施
(https://corona.go.jp/prevention/) |
|--|--|

◆発行手続

ステップ1	新型コロナウイルス感染防止対策の基本的事項を実施
ステップ2	県HPから電子申請システムにより利用者(ID・パスワード)登録
ステップ3	感染防止対策の基本的事項とその他の取組事項を選択・入力し送信
ステップ4	記載内容を確認し、「実施宣言」書とステッカーをダウンロード
ステップ5	各自で「実施宣言」書とステッカーを印刷し店舗(施設)へ掲示

◆留意事項

事業者においては、「実施宣言」書及びステッカーの利用に当たり、以下の事項等について同意していただくことにしています。

- ① 店舗(施設)内に「実施宣言」書を掲示すること。
- ② 登録店舗(施設)情報や取組の内容を県のホームページ等で公開すること。
- ③ 県又はその指示を受けた者が店舗(施設)を訪問し感染防止対策を直接確認することや報告・是正の求めがあった場合はこれに応じること。
- ④ 県が登録の店舗(施設)で感染防止対策が実施されていないと判断した場合又は登録内容が虚偽であった場合やその他不適切と判断した場合は、県の求めに応じて「実施宣言」書とステッカーを撤去すること。

新型コロナウイルス感染症防止対策実施宣言ステッカー

【「実施宣言」書イメージ】

【ステッカーイメージ】

新型コロナウイルス感染症防止対策 実施宣言
基本的事項
私たちは、 コロナウイルス感染拡大の防止に向けて次の取組を行っています。
<input type="checkbox"/> 入口や施設内における手指消毒薬等の設置 <input type="checkbox"/> 施設共用品や複数の人の手がよく触れる場所のこまめな消毒
<input type="checkbox"/> 従業員のマスクの着用及び手洗いや手指消毒の徹底 <input type="checkbox"/> 利用者へマスクの着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 施設の定期的な換気及び清掃 <input type="checkbox"/> 混雑時の入場者数や滞在時間の制限等
<input type="checkbox"/> 従業員等の体調管理 <input type="checkbox"/> 人と人との十分な距離の確保
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員へ周知
<input type="checkbox"/> 業界団体等が作成する「業種別ガイドライン」を確認したうえでの取組の実施
+
その他の取組事項
さらに次の取組も行っています。
<input type="checkbox"/> 利用者の検温と体調不良の場合の入場制限 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤーや共用タオル等の不使用 や入場を控えるよう要請
<input type="checkbox"/> コップやお箸口等の回し飲みを控えるよう <input type="checkbox"/> カラオケマイクのこまめな消毒及び歌う際の注意喚起 <input type="checkbox"/> のマスク等の着用
<input type="checkbox"/> レジやカウンター等人と人が対面する場所 <input type="checkbox"/> 利用者の把握など感染者発生時における確 認等が迅速に対応できる取組
<input type="checkbox"/> 会話時のコイントレイ等の利用又は、 <input type="checkbox"/> 利用者同士が大声で会話しないよう注意喚 起(音響等を最小限に設定)
●上記ほか独自の取組
店舗名 (施設名) <input type="text"/>



Sample

STOP! 新型コロナウイルス

感染防止対策

実施中!

店舗名 (施設名)

〇〇〇〇〇



発行までの手順について

- 1 鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）にアクセスし、利用者登録（ID・パスワード）してください。

（URL：<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）



【利用者登録の手順】

(1) パソコンの場合

- ① 画面右部にある利用者登録はこちらを選択
- ② 利用者登録画面の基本情報の必須項目（個人/法人区分、お名前、メールアドレス、パスワード）を入力し、次へを選択してください。
- ③ 確認画面において内容に誤りがなければ、次へを選択してください。
- ④ 登録したメールアドレスに「利用者ID発行と確認処理用URLのお知らせ」が届くので、メールに記載されているIDを確認し、確認ページURLを開いてください。
- ⑤ 確認ページにID、パスワード（②で設定）を入力し、利用者登録が完了となります。

(2) スマートフォンの場合

- ① 画面右部にあるログインを選択してください。
- ② 画面下部の利用者登録を選択してください。
- ③ 利用者登録画面の基本情報の必須項目（個人/法人区分、お名前、メールアドレス、パスワード）を入力し、次へを選択してください。
- ④ 確認画面において内容に誤りがなければ、次へを選択してください。
- ⑤ 登録したメールアドレスに「利用者ID発行と確認処理用URLのお知らせ」が届くので、メールに記載されているIDを確認し、確認ページURLを開いてください。
- ⑥ 確認ページにID、パスワード（②で設定）を入力し、利用者登録が完了となります。

- 2 利用者登録完了後、再度アクセスし、以下のとおり進めてください。

- ① 申請先の選択
鹿児島県を選択してください。
- ② 手続の選択
「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の申請を選択してください。
- ③ 手続案内
電子申請をする（電子証明書が不要）を選択してください。
- ④ ログイン
ID、パスワードを入力し、ログインを選択してください。
- ⑤ 申請書入力
店舗（施設）名称、所在地、住所、連絡先、代表者、感染防止対策を入力し、次へを選択してください。
- ⑥ 送信内容確認
送信を選択してください。
- ⑦ 送信完了
申請書控え保存を選択すると、ステッカー及び実施宣言書をダウンロードできます。

- 3 ダウンロードしたステッカー及び実施宣言書を任意の大きさにプリントアウトし、店舗（施設）の入口など利用者が見えやすいところに掲示してください。

「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の
利用にあたっての留意点

鹿児島県では、県内事業者が新型コロナウイルス感染防止に積極的に取り組んでいることを宣言し、利用者に対して、安心して利用できる店舗(施設)であることを周知する「見える化」を後押しするために、店舗(施設)に掲示できる「実施宣言」書と「ステッカー」を作成しました。

事業者の皆さまには、各業界団体のガイドラインを確認し感染症対策を実施いただき、ご利用くださいますようお願いいたします。

1 利用にあたっての留意事項

「実施宣言」書及びステッカー（以下「ステッカー等」という。）を利用する事業者は、「鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）」への申請をもって以下の条件に同意したものとみなします。

- (1) 業種別ガイドライン等に準拠した感染症対策を実施し、店舗(施設)内に「実施宣言」書を掲示すること。
- (2) 登録店舗(施設)の情報や取組の内容を県のホームページ等で公開すること。
- (3) 県又はその指示を受けた者が店舗(施設)を訪問し感染防止対策を直接確認することや報告・是正の求めがあった場合はこれに応じること。
- (4) 県が登録の店舗(施設)で感染防止対策が実施されていないと判断した場合又は登録内容が虚偽であったと判断した場合やその他不適切と判断した場合は、県の求めに応じてステッカー等を撤去し、その旨を県が公表すること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないということを確認するために、鹿児島県知事が、必要な事項を鹿児島県警本部長に照会すること。
- (6) 作成したステッカー等は事業者の自主的な感染防止対策を「見える化」するものであり、県が認定・認証するものではないこと。
- (7) 禁止事項を遵守し、プライバシーポリシーに異議がないこと。
- (8) 「鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）」利用規約を遵守すること。

2 免責事項

- (1) 鹿児島県は申請を受けて発行したステッカー等の内容並びに、本システムにつき、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、鹿児島県は申請者に対して、かかる瑕疵を除去してステッカーを提供する義務を負いません。
- (2) 本システムの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、鹿児島県並びにサービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は利用事業者又は第三者の損害に対して鹿児島県並びにサービス提供者は一切の責任を負いません。

3 禁止事項

利用者が次の行為をすることを禁止します。また悪質な場合には法的処置をとる場合があります。

- (1) 登録情報・ステッカー等を第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- (2) 発行されたステッカー等を加工・編集・改ざんする行為
※デザインの改変を含まない白黒印刷及び拡大縮小による本取組の趣旨に沿った二次利用を除く。
- (3) 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- (4) 本システムの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- (7) その他鹿児島県が不相当と認める行為

4 プライバシーポリシー

鹿児島県は、登録店舗(施設)の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 申請者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 統計的に処理された本システムの申請数や登録店舗(施設)の等の情報については公表することがあります。
- (3) 申請者の申請情報は、鹿児島県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

5 ステッカー等のダウンロード方法等

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策の基本的事項を実施
- (2) 県ホームページから「鹿児島県電子申請共同運営システム(e(いー)申請)」にアクセスし、「発行手順」を参考にしながら電子申請システムの利用者(ID・パスワード)登録
- (3) 「鹿児島県電子申請共同運営システム(e(いー)申請)」の鹿児島県を選択し、「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の申請を選択し、店舗情報等の入力及び感染防止対策の基本的事項とその他の取組事項、独自の取組、同意事項を選択・入力し送信
- (4) 記載内容を確認を行い、ステッカー等をダウンロードし、PDFファイルを自身のパソコン等に保存
- (5) 各自でステッカー等を印刷し店舗(施設)に掲示

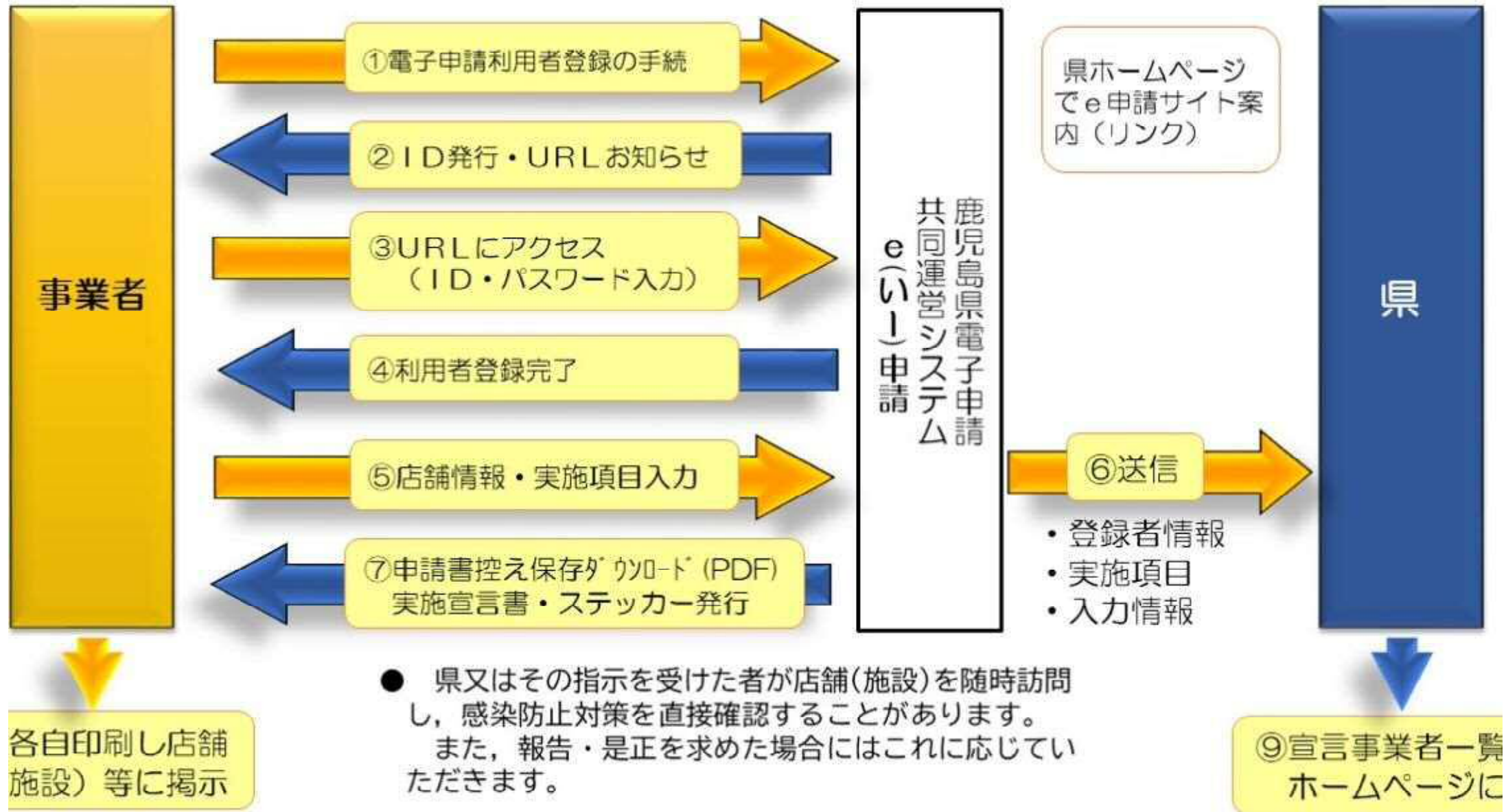
6 本取組の終了

「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の申請フォームは新型コロナウイルス感染症が収束するなど、鹿児島県が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

【問い合わせ先】

鹿児島県新型コロナウイルス感染症にの相談窓口コールセンター
(コロナ相談かごしま) 電話099-833-3221

感染防止対策実施宣言ステッカー発行イメージ



感染防止対策実施宣言ステッカーに関するQ & A

令和2年8月20日
健康増進課作成
(Ver. 200820.2)

Q1 ステッカーや「実施宣言」書の作成した目的（趣旨）はなんですか。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、事業者が業種毎に定められたガイドライン等を遵守しながら、事業活動を促進していくことが重要となっています。

県では感染防止対策を積極的に取り組んでいる県内事業者にはステッカーや「実施宣言」書を配信し、店舗（施設）の入口等に掲示することで、利用者が、安心して店舗（施設）を利用させていただくことを目的として作成したところです。

Q2 どのような仕組みなのか。

店舗（施設）を持つ事業者の方が、必要事項を登録（実施項目のチェック・入力等）していただくことで「実施宣言」書とステッカーを取得できます。

なお、手続きは鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）で利用者登録を行い、専用サイトで手続きをしていただくこととなります。

また、登録いただいた事業者については、宣言事業者として県ホームページで随時公開し県民へお知らせします。

Q3 どのような手続きが必要なのか。どこから登録すればよいか。

鹿児島県の専用ホームページ（鹿児島県新型コロナウイルス感染症に関する情報）から、鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）にアクセスしていただき申請していただくことで登録となります。

登録はインターネットのみとなりますのでご了承ください。

Q4 登録は義務か。ステッカーや「実施宣言」書の掲示は義務なのか。

登録することは義務ではありませんが、登録後ステッカーを貼る際には「実施宣言」書も併せて掲示していただくこととなります。

多くの方に安心して店舗（施設）等を利用していただくための取組です。

Q5 ステッカーや「実施宣言」書の掲示した店舗は安全なのか、県の公認なのか。

ステッカーや「実施宣言」書は、感染防止対策を積極的に取り組む事業者の「見える化」を後押しするものです。

新型コロナウイルスに感染しないことを県が保障するものではありません。

また、感染者が発生した場合、本登録により県が補償するものでもありません。

Q 6 登録に費用はかかるのか。また、ステッカー等発行までの経費は県が負担してくれるのか。

登録に際して費用は発生しません。ただし、登録に必要なインターネットに係る通信費用、「実施宣言」書やステッカーを印刷する費用など各事業者様でご負担していただくことになります。

あくまでも、利用者が店舗(施設)を安心して利用できるよう事業者の感染防止対策の「見える化」を後押し(応援)するものであり、登録や発行に係る経費や機器類は各事業者のご負担となることをご理解ください。

Q 7 登録できる業種は限られているのか。

業種は限定していません。感染防止対策の基本的事項を全て実施していれば登録できます。

Q 8 なぜ、登録する必要があるのか。

感染防止対策の基本的事項を全て実施していることを条件に事業者へ配布することとしているため、電子申請システムにより申請・登録が必要となります。

また、鹿児島県のホームページ等において感染防止対策を実施している宣言事業者を県民の皆様へお知らせするために必要な情報にもなります。

Q 9 登録は、事業主体が行うのか。それとも店舗(施設)ごとに行うのか。複数の店舗に同じ「実施宣言」書、ステッカーを掲示してもよいか。

原則、店舗(施設)ごとの登録をお願いします。

なお、「実施宣言」書及びステッカーは入力した店舗名が記載されます。

Q 10 登録に際して審査があるのか。

登録に審査はありません。

Q 11 登録は随時受付するのか。また、いつまで受付するのか。

鹿児島県電子申請共同運営システム(e(い)申請)を使用した登録となることから、メンテナンス等を除き同システムが稼働している時間帯となります。

なお、受付期限は未定です。

Q 12 鹿児島県以外の店舗(施設)も登録できるか。

鹿児島県内に所在する店舗(施設)が対象となります。

Q13 基本的事項の業界団体等が作成するガイドラインがわからない。
ガイドラインが示されていないがどうすればよいか。

まずは、ガイドラインを確認していただくことが大切だと考えています。

業界団体等が作成する業種別ガイドラインに記載が無い場合は、類似する業種など事業実態が最も近い業種が規定するガイドラインを参照して取組を実施してください。

なお、類似する業種が無い場合などは、厚生労働省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」をご使用ください。

- ・業界団体等が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
「業種別ガイドライン」
(外部リンク) <https://corona.go.jp/prevention/>
- ・厚生労働省作成のチェックリスト
「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
(外部リンク) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html

Q14 登録するための条件があるのか。

感染防止対策の基本的事項を全て実施していることが条件となります。その他同意していただく事項がありますので申請・登録の際にご確認ください。

Q15 実施宣言項目が基本的事項とその他の取組事項に分かれているのはなぜか。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や、留意点から重要とされる項目を基本的項目としています。

「実施宣言」書及びステッカーについては、どの業種の事業者にも活用できると考えています。

基本的事項以外にも業種ごとの取組や独自の取組などの感染防止対策を、店舗(施設)利用者にアピールできるようにしてあります。

Q16 ステッカーや「実施宣言」書は何枚でも印刷してよいか。

PDFデータをダウンロードしていただきますので複数印刷して構いません。

Q17 ステッカーや「実施宣言」書はどこに掲示すればよいか。

店舗や施設の入口など利用者が見えやすいところに掲示してください。

Q18 ステッカーを拡大・縮小や白黒で印刷してよいか。

ダウンロードしたステッカーの内容に修正を加えなければ拡大・縮小して利用することは可能です。また、白黒印刷して利用しても構いません。

Q19 ステッカーや「実施宣言」書に有効期限はありますか。

有効期限は設けていません。

Q20 ステッカーや「実施宣言」書はいつまで掲示する必要がありますか。

特に定めていません。

なお、撤去した場合は、県のホームページ記載の実施宣言の事業者一覧から削除いたしますので、その旨を県にご連絡ください。

(連絡先099-286-5280 健康増進課 コロナ対策班)

Q21 ステッカーや「実施宣言」書を掲示するメリットを教えてください。

利用者が安心して店舗（施設）を利用できるようにするためです。

事業者は、利用者に感染防止対策を実施していることをお知らせできるとともに、感染防止の意識が高まることが期待できます。

Q22 ステッカー取得後に県による現地確認等はあるか。

必要に応じて県や県の指示を受けた者が、店舗（施設）を訪問し感染防止対策を確認させていただく場合があります。

Q23 他のステッカー・ポスター制度（アマビエ）との違いは何か。

県が推進しているアマビエをモチーフにしたポスターの活用については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底されている各飲食店が、現在取り組んでいる感染予防対策を自由に書き込んでアピールし、お客様に安心して利用していただくことを目的として店舗等に掲示できるようにしているものです。

今回の取組は業種を問わず感染防止対策を実施する全ての事業者を対象としており、また、感染防止対策に積極的に取り組んでいる県内事業者にステッカーや「実施宣言」書を配信し、店舗（施設）入口等に掲示していただくことで、利用者が、安心して利用できることを目的として作成したところです。

なお、県において感染症対策を保障する認定・認証制度ではありません。

Q24 大規模小売店のため、テナント店舗が多く入っている。申請・登録はどのようにすればよいか。

基本的には、店舗（施設）ごとに申請・登録していただき、掲示してください。

ただし、商業施設全体が新型コロナウイルス感染防止対策の内容に統一が図られている場合は商業施設の管理者が宣言していただいても構いません。

Q25 名称変更等登録内容の変更や修正があった場合、別途手続きが必要か。

お手数ですが、再度登録をお願いします。

Q26 ステッカー取得後、店舗で感染者が発生した場合は、県への報告やステッカーの返却（撤去）が必要か。

登録の店舗（施設）で感染防止対策が実施されていないと県が判断した場合又は登録内容が虚偽であった場合やその他県が不適切と判断した場合は、県から「実施宣言」書とステッカーの撤去を命じる場合があります。

感染防止対策がなされていない場合は、対策が講じられるまで「実施宣言」書及びステッカーの掲示は控えてください。

Q27 パソコンやスマートフォンがない場合、どのようにしてステッカーを取得すればよいか。

恐れ入りますが最寄りのインターネット環境・印刷サービスのある店舗等をご活用されるなど各自で入手してください。

Q28 プリンターがない場合、どのようにステッカーを印刷すればよいか。

恐れ入りますが、コンビニ等で印刷してください。

なお、インターネット環境・印刷サービスのある店舗、カメラ店等で印刷する方法もございます。詳しくは各店舗へお問い合わせください。

印刷以外でもデジタル画面でも利用できますので、店舗等のデジタルサイネージなどにステッカー等を表示していただく方法でも構いません。

【コンビニでのプリント方法】

・スマートフォン

- ①ステッカー等のPDFデータをダウンロードし保存
- ②印刷用のアプリ、ネットワークプリント等をインストールし起動
- ③アプリの案内に従って①のPDFファイルを選択・登録
- ④ファイル登録完了後、ユーザー番号等が発行
- ⑤発行されたユーザー番号等を控えて最寄りのコンビニ等へ
- ⑥「実施宣言」書とステッカーを印刷

※詳しい手順はアプリの案内等からご確認ください。

【ネットワークプリントサービス】（外部リンク）ファミリーマート・ローソンなど
<https://networkprint.ne.jp/Lite/start?lang=jajp>

【netprint】（外部リンク）セブンイレブンなど

https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html

Q29 電子申請システムのID又はパスワードを忘れた場合はどうすればよいか。

再発行の機能があります。ログイン画面から、【ログインできないとき】を選択し、次の画面から「利用者ID通知申請」もしくは「パスワード再発行申請」を選んでください。手がかりになる情報をすべて忘れてしまったときは、利用者登録からやり直してください。

パスワード再発行の手順については、利用方法（利用者登録・ログイン編）の「ログインできない時の対処」にある、「パスワードを忘れたとき」を参照してください。

Q30 独自の取組が多く100文字以内で入力できません。どうすればよいですか。

主なものや利用者に特にアピールしたい対策を記載してください。

Q31 ステッカーの画像を店のホームページやSNS、チラシに掲載してよいか。

掲載していただいて構いませんが、デザインの改変等（白黒印刷、拡大縮小を除く）はできません。

Q32 個人が申請しステッカーを入手してよいか。

店舗（施設）の利用者が安心して利用していただくために事業者（個人事業主を含む）に対して発行するものです。個人で利用するための申請は控えてくださるようお願いいたします。

Q33 基本的事項1に「手指消毒薬等」とあるが、手指消毒薬の他には具体的に何が該当するのか。

遠紫外線を使用した消毒など、薬を使用せず消毒するものなどです。

Q35 基本的事項6に「制限等」とあるが、制限の他に具体的に何が該当するのか。

予約時に時間帯を分けたり、受付数を調整するなど、混雑とにならないように調整することなどです。

Q36 基本的事項7に「従業員等」とあるが、従業員の他に何が該当するのか。

社長、店長など雇用側の立場にある人などです。

Q37 基本的事項8に「十分な距離」とあるが、どのくらいの距離が十分な距離なのか。

各業種ごとに業界団体がガイドラインを作成し、十分な距離の考え方を示していますので、ご確認ください。

Q38 基本的事項9の「相談目安」とは具体的に何か。

鹿児島県のホームページのトップ「鹿児島県新型コロナウイルス感染症に関する情報」にある相談窓口から「帰国者・接触者相談センターなどの窓口」に記載の「次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。」を相談の目安としてください。

(相談の目安)

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

※ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧 > 帰国者・接触者相談センターなどの窓口
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan.html>

Q39 その他の取組事項2に「共用タオル等」とあるが、ハンドドライヤーと共用タオルの他には具体的に何が該当するのか。

複数の方が使用する可能性がある共用物品類です。
例えば、バイキングなどで使用するトングやおたま、しゃもじなども該当します。

Q40 ガイドラインに定められている取組を遵守できないものがあるが登録しているか。

店舗(施設)の実情により実施できない事項等については、その代替となる取組や対策を実施していただければ登録していただいて構いません。

その際にはなるべく独自の取組に記入して下さるようお願いいたします。

また、店舗(施設)としてそもそもガイドラインの項目で該当しないもの(例えばトイレ設備が無い)などについては、その項目は取組事項の対象から除いて構いません。